

Ⅱ 特別選抜

Ⅱ－１ 海外帰国生徒選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集割合

海外帰国生徒選抜実施校・学科（科）及び別に公示する募集定員に対する海外帰国生徒選抜の募集割合については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集割合
県立熱海高等学校	普 通	若干名
県立三島南高等学校	普 通	若干名
県立沼津城北高等学校	普 通	若干名
県立吉原高等学校	国 際	若干名
県立富士東高等学校	普 通	若干名
静岡市立清水桜が丘高等学校	普 通	若干名
県立静岡城北高等学校	普 通	若干名
	グローバル	若干名
静岡市立高等学校	普 通	若干名
県立清流館高等学校	普 通	若干名
県立袋井高等学校	普 通	若干名
県立浜松北高等学校	国 際	若干名
県立浜松南高等学校	普 通	若干名
	理 数	若干名
県立浜松湖東高等学校	普 通	若干名
県立浜松湖南高等学校	英 語	若干名
浜松市立高等学校	普 通	若干名

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)のア及びイに該当する者とする。

- (1) 令和８年３月に中学校を卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の各号のいずれかに該当する者

- (4) ア 日本国籍を有し、保護者と共に海外に居住していたか、又は居住している者
イ 上記アの居住の期間が継続して1年を超え、令和5年4月以降に帰国したか、又は令和8年3月までに帰国を予定している者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

(1) 学校・学科（科）

志願者は、海外帰国生徒選抜実施校・学科（科）のうち、1学校の1学科（科）についてのみ志願することができる。

なお、一般選抜と併願することはできない。

(2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

入学願書（様式第9号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和8年2月17日（火）から令和8年2月19日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和8年2月19日（木）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等

「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の4」に準ずる。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

第3 志願変更

「Ⅰ一般選抜の第4志願変更」に準ずる。

第4 調査書

「Ⅰ一般選抜の第5調査書」に準ずる。

第5 学力検査

「Ⅰ一般選抜の第6学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面 接

「I 一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

2 健康診断

「I 一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第7 追検査

「I 一般選抜の第8追検査」に準ずる。

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第9 合格者の発表

1 発表期日

令和8年3月13日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第10 その他

上記以外の事項については、「I 一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ－２ 外国人生徒選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集定員

外国人生徒選抜実施校・学科（科）及び募集定員については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集定員
県立裾野高等学校	総 合	若干名
県立富士宮東高等学校	普 通	若干名
県立駿河総合高等学校	総 合	若干名
県立横須賀高等学校	普 通	若干名
県立小笠高等学校	総 合	若干名
県立遠江総合高等学校	総 合	若干名
県立浜松江之島高等学校	普 通	若干名
	芸 術	若干名
県立浜松東高等学校	普 通	若干名
	総合ビジュアル	若干名
	情報ビジュアル	若干名
県立新居高等学校	普 通	若干名

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 令和８年３月に中学校を卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 外国籍を有し、令和５年４月以降に入国し、その後引き続き保護者と共に日本に滞在している者。また、入国が令和５年４月直前であっても、高校教育課が志願資格を認めることがある。ただし、令和５年４月よりも前に入国歴がある場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、志願資格の確認を求めること。

なお、学校教育法施行規則第９５条第５号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

(1) 学校・学科（科）

志願者は、外国人生徒選抜実施校・学科（科）のうち、1 学校の 1 学科（科）についてのみ志願することができる。

なお、一般選抜と併願することはできない。

(2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

入学願書（様式第 9 号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和 8 年 2 月 17 日（火）から令和 8 年 2 月 19 日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和 8 年 2 月 19 日（木）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を、在学する中学校長（中学校卒業者は出身中学校長）を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）

② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）

③ 入学検定料 2,200 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

④ 外国籍を有し、令和 5 年 4 月以降に入国し、その後引き続き保護者と共に日本に滞在していることを証明する書面（パスポート、外国人登録証明書、在留カード等の写し）

⑤ 本人の写真 1 枚（中学校（日本人学校を含む。）を卒業見込みの者以外）

上半身正面脱帽で、大きさは縦 3 cm、横 2.4 cm とし、令和 8 年 1 月 1 日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

なお、欠席の状況について説明することを希望する者は、自己申告書（様式第 4 号）を提出することができる（「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 4 の(1)のエ」参照）。

(2) 中学校長等による手続

中学校長等は、上記(1)のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（様式第 1 号）

② 入学志願者通知書（様式第 2 号）

③ 日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見（様式第 12 号）

(3) 高等学校長による措置

入学願書（様式第 9 号）を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

なお、特定市及び県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の Web 出願に係る手続は、別に定める。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「I 一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

第3 志願変更

「I 一般選抜の第4志願変更」に準ずる。

第4 調査書

「I 一般選抜の第5調査書」に準ずる。

第5 日本語基礎力検査、面接及び健康診断等

1 日本語基礎力検査及び面接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）

日 程	実 施 内 容
8:30 ～	受 付
9:00 以降	日本語基礎力検査 面 接

なお、日程の詳細については、実施校ごとに定める。

(4) 内容及び方法

ア 日本語基礎力検査

日本語基礎力検査は、口頭による聞き取り、作文及び日本語についての理解の程度を問う基礎的なものとし、基礎的な学力を測る問題を含む。

なお、検査実施の細部については、実施校ごとに定める。

イ 面 接

面接は、調査書、日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

なお、面接は日本語で行う（付属資料5の2参照）。

2 実技検査

(1) 対象者

県立浜松江之島高等学校芸術科を志願した者

(2) 実施会場

県立浜松江之島高等学校

(3) 実施期日及び日程

令和8年3月5日（木）

なお、日程の詳細については実施校が定める。

(4) 内容及び方法

実技検査は、音楽又は美術分野の適性・技能・表現力、活動意欲をみるものとし、内容及び方法の詳細については実施校が定める。

3 健康診断

「Ⅰ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第6 追検査

「Ⅰ一般選抜の第8追検査」に準ずることとし、実施する選抜資料は、日本語基礎力検査及び面接とする（県立浜松江之島高等学校芸術科を志願した者は実技検査も行う。）。

第7 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見、日本語基礎力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 8 合格者の発表

1 発表期日

令和 8 年 3 月 13 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

第 9 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ－３ 長期欠席生徒選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集定員

長期欠席生徒選抜実施校・学科（科）及び募集定員については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集定員
県立伊豆総合高等学校土肥分校	普 通	若干名
県立天竜高等学校春野校舎	普 通	若干名

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 令和８年３月に中学校卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第 3 学年でおおむね 30 日以上又は 3 年間でおおむね 90 日以上の方

なお、学校教育法施行規則第 95 条第 5 号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

２ 志願することができる学校・学科（科）及び学区

- (1) 志願することができる学校・学科（科）

志願者は、長期欠席生徒選抜実施校・学科（科）のうち、１学校の１学科（科）についてのみ志願することができる。

なお、一般選抜と併願することはできない。

- (2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

入学願書（様式第9号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和8年2月17日（火）から令和8年2月19日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和8年2月19日（木）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の書類等を、在学する中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 自己申告書（様式第4号）
- ④ 入学検定料 2,200 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

イ 中学校卒業者

志願者は、次の書類等を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 自己申告書（様式第4号）
- ④ 入学検定料 2,200 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

⑤ 本人の写真1枚

上半身正面脱帽で、大きさは縦3cm、横2.4cmとし、令和8年1月1日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

なお、令和2年3月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 副申書（様式第 13 号）
- ② 入学志願者通知書（様式第 2 号）

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(ア) 高等学校を入学年度の 12 月 31 日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 副申書（様式第 13 号）
- ② 入学志願者通知書（様式第 2 号）

(イ) 高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 副申書（様式第 13 号）（出身中学校長が作成したもの）
- ② 高等学校等における学習と行動の記録（様式第 5 号）
- ③ 入学志願者通知書（様式第 2 号）

(3) 高等学校長による措置

入学願書（様式第 9 号）を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

なお、特定市及び県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の Web 出願に係る手続は、別に定める。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5」に準ずる。

第 3 志願変更

「Ⅰ一般選抜の第 4 志願変更」に準ずる。

第 4 副申書

1 副申書の作成

副申書（様式第 13 号）は、中学校長が作成する。

2 その他

(1) 高等学校長は、副申書の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。

(2) 副申書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第5 学力検査

「I 一般選抜の第6 学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面接

面接は、自己申告書、副申書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う（付属資料5 の2 参照）。

2 健康診断

「I 一般選抜の第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第7 追検査

「I 一般選抜の第8 追検査」に準ずる。

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、自己申告書、副申書、面接及び学力検査の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第9 合格者の発表

1 発表期日

令和8年3月13日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第10 その他

上記以外の事項については、「I 一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ－４ 連携型選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集定員

連携型選抜は、連携型中高一貫教育校等の高等学校において実施する。実施校・学科（科）及び募集定員については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集定員
県立松崎高等学校	普 通	定めない
県立川根高等学校	普 通	定めない
県立浜松湖北高等学校佐久間分校	普 通	定めない

第２ 志願方法

１ 志願資格

下記(1)、(2)又は(3)とし、一般選抜と併願することはできない。

(1) 県立松崎高等学校

令和８年３月に松崎町立松崎中学校及び西伊豆町立西伊豆中学校のいずれかを卒業見込みの者

(2) 県立川根高等学校

令和８年３月に島田市立川根中学校、川根本町立三ツ星学園及び川根本町立光の森学園のいずれかを卒業見込みの者

(3) 県立浜松湖北高等学校佐久間分校

令和８年３月に浜松市立佐久間中学校及び浜松市立水窪中学校のいずれかを卒業見込みの者

２ 受付期間

入学願書（様式第９号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和８年２月１７日（火）から令和８年２月１９日（木）正午まで

３ 志願の手続等

「Ⅰ 一般選抜の第３志願方法の４」に準ずる。

第3 志願変更

「I 一般選抜の第4 志願変更」に準ずる。

第4 調査書

「I 一般選抜の第5 調査書」に準ずる。

第5 学力検査

「I 一般選抜の第6 学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面接

「I 一般選抜の第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

2 健康診断

「I 一般選抜の第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第7 追検査

「I 一般選抜の第8 追検査」に準ずる。

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 9 合格者の発表

1 発表期日

令和 8 年 3 月 13 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

第 10 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ－５ 県外生徒特色選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集割合

県外生徒特色選抜は、県外に居住している者を対象に、県教育委員会が指定した高等学校において実施する。実施校・学科（科）及び別に公示する募集定員に対する県外生徒特色選抜の募集割合については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集割合
県立伊豆総合高等学校土肥分校	普 通	14％程度
県立川根高等学校	普 通	15％程度
県立浜松湖北高等学校佐久間分校	普 通	15％程度

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。
なお、一般選抜と併願することはできない。

- (1) 令和８年３月に中学校卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 県外に居住している者

なお、学校教育法施行規則第９５条第５号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

２ 受付期間

入学願書（様式第９号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和８年２月１７日（火）から令和８年２月１９日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和８年２月１９日（木）正午までに必着のこと。
また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

３ 志願の手続等

「Ⅰ一般選抜の第３志願方法の４及び５」に準ずる。

第3 志願変更

静岡県内の公立高等学校への志願変更は、認めない。

第4 調査書

「Ⅰ一般選抜の第5調査書」に準ずる。

第5 学力検査

「Ⅰ一般選抜の第6学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面 接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 実施期日及び日程

令和8年3月4日（水）

日 程	実 施 内 容
15:00 ～	志願理由書等の記入

なお、志願理由書等の様式については、実施校が定める。

令和8年3月5日（木）

日 程	実 施 内 容
8:30 ～	受 付
9:00 以降	面 接

なお、日程の詳細については、実施校が定める。

(4) 内容及び方法

面接は、調査書の記載事項及び志願理由書等に記入した内容に関連して志願先高等学校の特色ある教育内容についての理解、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び進路、特技等に関する質問に対して、口答により行う（付属資料5の2参照）。

2 健康診断

「Ⅰ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第 7 追検査

「Ⅰ一般選抜の第 8 追検査」に準ずる。

第 8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 9 合格者の発表

1 発表期日

令和 8 年 3 月 13 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

第 10 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。